

# 令和7年度 第2回茅野市空家等対策協議会次第

日時 令和8年3月10日(火)  
午後1時30分～午後3時  
場所 市役所7F 704会議室

## 1 開会

## 2 市長あいさつ

## 3 協議事項

### (1) 協議会等の会議の公開について

- ・ 会議公開の取扱いに関する確認事項

### (2) 令和7年度茅野市空家等対策事業について(報告)

- ・ 空き家なんでも相談会・ミニセミナー実績報告 【資料1】
- ・ 茅野市空き家対策促進事業補助金の実績報告 【資料2】
- ・ 茅野市空き家バンク申請・登録状況報告 【資料3】
- ・ 空き家の管理戸数と対応状況報告 【資料4】

### (3) 令和8年度茅野市空家等対策事業取組計画について

- ・ 空家等対策実施予定について 【資料5】

### (4) 空家等対策に係る広報・啓発について(意見交換)

【資料6】

## 4 その他

## 5 閉会

茅野市空家対策協議会委員名簿

No	有識者	団体名	委員氏名	団体役職	勤務先等	勤務先役職
1	会長（市長）		今井 敦			
2	司法書士	長野県司法書士会諏訪支部	石島 千照	茅野地区長	八ヶ岳リーガルファーム	
3	宅地建物取引業者	茅野原宅地建物取引業協会	伊東 信二		信州土地建物(株)	代表取締役
4	不動産鑑定士	(一社)長野県不動産鑑定士協会	矢崎 敏臣		(株)都市不動産鑑定事務所	代表取締役
5	土地家屋調査士	長野県土地家屋調査士会諏訪支部	片山 信	会員		
6	建築士	(公社)長野県建築士会諏訪支部	宮坂 佐知子	諏訪支部長	(有)スペースイン	代表取締役
7	解体業者	協同組合長野県解体工事業協会	寺島 琢也	協会理事長	(株)信濃環境整備	代表取締役
8	自治会役員	ちの地区コミュニティ運営協議会	小池 義一	会長		
9	特定行政庁	諏訪建設事務所	土屋 剛	建築課長		
10	警察署員	茅野警察署	清水 正志	署長		
11	消防署員	茅野消防署	宮坂 勝幸	署長		

	事務局	黒澤 俊彦	都市建設部長		
	事務局	立石 淳二	都市計画課長		
	事務局	五味 健太郎	都市計画課 住宅係長		
	事務局	平林 充	住宅係 主任		
	事務局	松尾 妙子	住宅係 地域おこし協力隊		
	事務局	柿澤 亜由	住宅係 会計年度職員		

## 令和7年度空き家なんでも相談会・ミニセミナー実績報告（R8年2月28日現在）

日時	開催場所	相談者数	相談員数	時間
令和7年4月17日(木)	市役所401会議室	1	1	13時30分～14時30分
令和7年5月22日(木)	議会棟1階大会議室	4	4	13時30分～15時20分
令和7年6月19日(木)	市役所702会議室	1	2	14時50分～16時
令和7年7月24日(木)	議会棟1階大会議室	4	4	13時30分～15時20分
令和7年8月21日(木)	市役所703会議室	1	2	13時30分～15時20分
令和7年9月18日(木)	議会棟1階大会議室	3	4	13時30分～15時20分
令和7年10月16日(木)	4階都市計画課 窓口	1	0	13時30分～15時20分
令和7年11月20日(木)	議会棟1階大会議室	0	0	13時30分～15時20分
令和7年12月18日(木)	市役所401会議室	1	1	13時30分～15時20分
令和8年1月22日(木)	議会棟1階大会議室	3	3	13時30分～15時20分
令和8年2月26日(木)	8階大ホール	4	4	14時50分～16時
令和8年3月26日(木)	議会棟1階大会議室	3	-	(3月分は予定数字)
計		26	25	

## 参考

令和7年度 11回 相談件数 計26件  
 令和6年度 11回 相談件数 計44件  
 令和5年度 11回 相談件数 計36件  
 令和4年度 9回 相談件数 計18件  
 令和3年度 5回 相談件数 計8件

## 令和7年度空き家ミニセミナー実施状況

日時	開催場所	聴講者数	講師	内容（タイトル）
令和7年6月19日(木)	8階大ホール	30	赤羽 孝太さん	まちは空き家があるからおもしろい
令和8年2月26日(木)	8階大ホール	60	寺島 琢也さん	空き家解体費用の相場観～適正な解体費用と価格設定のポイント～
			伊東 信二さん	どんな空き家が人気！？～移住希望者とのやりとりから～
計		90		

1 相談会及びミニセミナーの考察

① 相談会

相談件数は昨年と比べ約半数に減少している。原因としては、以前は担当窓口空き家の相談があった場合、相談会の案内をすることしかできなかったが、空き家対策促進事業補助金や空き家バンクの開設により、職員による窓口での相談受付がしやすくなったことが挙げられる。

⇒申込方法の改善

従来の紙申込に加え、QRコードによるオンライン申込を導入。導入後の1～2月は前年同月より申込者が増加し、その約半数がオンラインを利用し、休日・夜間の申込も確認された。



⇒相談カルテの見直し

オンライン申込フォームの項目整理に合わせ、従来の紙の「空き家相談カルテ」についても回答項目の再構成を行った。登記情報の詳細についての記入を不要にするなど、申込の負担軽減を図った。

② 空き家ミニセミナー

ミニセミナーの参加者も減少傾向にあり、テーマ設定とPR方法の見直しが課題となっており、セミナー形式にこだわらず、空き家問題に関心をもってもらえるイベントについても検討が必要。併せて、アンケートを紙からオンライン回答へ移行し、集計作業の効率化を進めている。

【セミナーチラシ】

**茅野市空き家ミニセミナーのお知らせ**

第9回

まちは、**空き家があるから** おもしろい

空き家「課題」ではなく「資源」として捉えたい  
「空き家があるから」まちはおもしろい。  
空き家があるから地域には可能性がある。

100件の空き家があれば、100通りの事情がある  
だから100個の素敵なストーリーができるのだ

参加無料 予約不要

日時 **令和7年6月19日**  
**木 13:30～14:50**

会場 **茅野市役所 8階 大ホール**

講師 **赤羽 孝太さん**

テーマ 『まちは、空き家があるからおもしろい』  
～空き家を「課題」ではなく「資源」として捉え直すとおくる素敵な未来～

お問合せ 茅野市役所 都市計画課 住宅係  
電話 (0266) 72-2101 (内線538)  
Fax (0266) 82-0237  
E-mail toshikeikaku@city.chino.lg.jp

詳細・過去のセミナー動画はこちらから

日時やセミナー内容などが変更になる場合はホームページでお知らせします  
セミナーの動画は、後日ホームページおよびYouTubeチャンネルにて公開予定です

**茅野市空き家ミニセミナー**

セミナー終了後、空き家個別相談会も開催いたします。(※事前申込み必要)  
詳細につきましてはホームページをご覧ください。 → QRコード

空き家所有者の方やご自宅の将来に不安のある方など、多くのみなさんに空き家についての理解を深めていただくため、各種専門家の方に役に立つお話をさせていただきます。事前のお申込みは不要です。

**第1部** ～適正な解体費用と価格設定のポイント～  
**空き家解体費用の相場観**

**第2部** ～移住希望者とのやりとりから～  
**どんな空き家が人気！？**

講師：協同組合 長野県解体工事業協会 理事長 寺島 球也氏 ((株)信濃環境整備)

講師：茅野・原宅地建物取引業協会 伊東 信二氏 (信州土地建物(株))

なぜ解体費用が高くなっているのか  
解体費用はどうやって決まるのか  
一般にはわかりにくい適正な建物解体のあり方や価格設定のポイントなどに併せ、家財処分のコツについてもお話しできます。

なぜか、空き家が人気なのか  
どんな空き家が求められているのか  
移住相談や日頃の業務の中で感じる空き家人気の高さや空き家管理のポイントなど、宅建士の視点からお話しできます。

日時 **令和8年2月26日(木) 13:30～14:40**

会場 **茅野市役所 8階大ホール**

参加費 **無料** 予約不要でどなたでも参加いただけます。

○日時やセミナー内容などが変更になる場合は、ホームページでお知らせします。  
○セミナーの動画は、後日ホームページおよびYouTubeチャンネルにて公開予定です。

お問合せ・個別相談会申込み先 茅野市役所 都市計画課 住宅係  
電話 (0266) 72-2101 (内線538) Fax (0266) 82-0237  
E-mail toshikeikaku@city.chino.lg.jp

詳細・過去のセミナー動画はこちらから

## 令和7年度 茅野市空き家対策促進事業補助金集計表

(R8.2.28現在)

補助金種別	件数	事業費(円)	補助金額(円) 予算額500万円	用途	補助金額要綱
改修工事	4 (11.4%)	12,128,600	883,000	居住・事業	補助対象経費の10% 上限25万円
家財処分	19 (54.3%)	8,166,457	1,736,000	売却・賃貸	対象経費の50% 上限10万円
解体工事	12 (34.3%)	35,186,999	2,381,000	—	対象経費の10% 上限20万円
合計	35	55,482,056	5,000,000		

申請者居住地 市内 16人、市外 4人、県外 15人

## ●補助事業の考察

- 改修工事は大幅減少し、家財処分・解体工事が増加。  
資材及び労務費の高騰により改修費が相当額になるのに対し、補助額が少ないことが考えられる。改修の相談自体は多く寄せられる。
- 県外所有者による申請が増え、遠隔管理の困難さが背景にある可能性。  
相続した空き家を遠隔で管理できず、処分に踏み切るケースが増えていると推測できる。

## (参考) 令和6年度 茅野市空き家対策促進事業補助金集計表

(R7.2.28現在)

補助金種別	件数	事業費(円)	補助金額(円) 予算額500万円	用途	補助金額要綱
改修工事	10 (29.4%)	39,318,804	2,343,000	居住・営業	補助対象経費の10% 上限25万円
家財処分	15 (44.1%)	5,445,642	1,339,000	売却・賃貸	対象経費の50% 上限10万円
解体工事	9 (26.5%)	13,170,000	1,248,000	—	対象経費の10% 上限20万円
合計	34	57,934,446	4,930,000		

申請者居住地 市内 16人、市外 9人、県外 9人

## 茅野市空き家バンク申請・登録状況報告

## 空き家バンク申請及び登録状況（令和6年12月～令和8年2月28日現在）

市への空き家バンク申請件数	52件	
うち、空き家バンク登録件数	15件（外数で削除2件あり。）	
	うち契約済み件数	6件
	空き家マッチング契約済み件数	2件
	その他解決済み件数	7件
	バンク登録処理中（協力事業者）	14件
	保留・取下げ	7件
その他	7件	
協力事業者自社物件の空き家バンク登録件数	30件	
	うち契約済み件数	12件
空き家バンク登録件数合計	45件	
	うち契約済み件数	18件

## 空き家バンク運営事業の考察

- 空き家バンク申請数が思ったより伸びなかった。52件のうち、19件が令和6年12月～令和7年1月の申請であり、それ以降は月2～3件の申請にとどまっている。
- 協力事業者の媒介契約～空き家バンクへの登録までの流れが思ったより時間がかかっている。

## 空き家マッチング

- 空き家バンク協力事業者が取り扱いできない物件について、地域おこし協力隊員を中心に市によるマッチングを実施。実施した3件のうち、2件が契約成立、1件も近々契約の予定。
- 具体的には、空き家購入希望者への空き家バンクサイトでの情報提供、内見対応、所有者と購入希望者の立合い同席、契約書のひな形の提示等を実施した。
- その他、上記表の「その他解決済み件数 7件」についても、そのほとんどが協力事業者と連携して売却に結びついたもの。

## 令和7年度 空き家管理戸数と対応状況報告

## 1 空き家管理戸数

地区	R4調査 箇所数	老朽危険度ランク別空き家戸数				R8.2時点 把握戸数	老朽危険度ランク別空き家戸数					増減数	増減率 (%)
		A	B	C	D		A	B	C	D	その他		
ちの	185	2	96	83	4	155	1	64	55	2	33	▲ 30	83.8
宮川	139	1	54	65	19	162	1	43	60	16	42	23	116.5
米沢	70	1	37	23	9	60	1	26	21	5	7	▲ 10	85.7
豊平	103	1	22	65	15	103	0	18	57	11	17	0	100
玉川	128	6	46	70	6	134	3	40	59	4	28	6	104.7
泉野	47	0	6	32	9	51	0	5	29	9	8	4	108.5
金沢	90	0	37	44	9	91	0	32	35	10	14	1	101.1
湖東	76	1	19	50	6	69	0	14	39	5	11	▲ 7	90.8
北山	79	0	19	40	20	82	0	16	32	15	19	3	103.8
中大塩	19	0	0	16	3	14	0	9	2	0	3	▲ 5	73.7
総計	936	12	336	488	100	921	6	267	389	77	182	▲ 15	98.4

## ●空き家管理戸数の考察

- ・ 管理空き家はR4の936戸からR8.2月には921戸へと15戸減少した。
- ・ A～Dランク空き家は197戸減少し、解体・売却が主因。
- ・ 一方で「その他」空き家が182戸追加され、苦情等から新たな空き家が顕在化。
- ・ 地区別では「ちの」で▲30戸、「宮川」で+23戸と大きな変動が見られた。
- ・ 今後は地域特性に応じた利活用促進の対策が必要。

## 2 空き家所有者への管理通知発送状況 (令和8年2月28日現在)

年度	合計	内訳 (複数選択あり)			
		老朽	庭木 庭草	害虫 害獣	その他
令和5年度	23	11	17	7	3
令和6年度	20	8	13	3	0
令和7年度	24	8	20	9	2

庭木の繁茂等に関する苦情への対応として通知を行っているものの、案件の性質上、早期解決が難しく継続的な案件となることが多い。

事例としては、空き家の所有者が既に亡くなっており相続人の特定から始めるケースや、伐採しても再び繁茂するため継続的な管理が必要となるケース、相続放棄により管理者が不明となるケースなど、長期的な対応が避けられない事例が多いためである。

## 令和8年度 空家等対策事業取組計画について

### 1 空き家なんでも相談会の開催

月1回、第4木曜日に実施

### 2 空き家ミニセミナーの開催

年2回程度実施予定。内容及び周知方法等検討

### 3 空き家対策促進事業補助金の実施

令和7年度と同様の内容で実施。予算は500万⇒600万円に増額。

### 4 空き家バンクの継続実施

申請数増加のため、広報について検討。

### 5 空き家管理事業者登録・紹介制度の周知

空き家所有者のみならず事業者向けに実施。

### 6 空き家の発生抑制対策の実施

実施方法の検討

### 7 相続人不存在空家等への対応

財産管理制度の活用も視野に実施。

### 8 空き家所有者への個別通知の発送

現在管理している空き家所有者への定期通知

新規の管理不全空家等の苦情受付、空き家管理者への通知連絡など

## 空家等対策に係る広報・啓発について

空家等対策については、空き家所有者はもちろん、空き家候補物件に向けても対策をしていくことで、空き家の発生抑制につながる必要がある。また、先にも触れたとおり、空き家なんでも相談会や空き家ミニセミナーの参加者が減少傾向にあることも課題の一つである。

そこで、広報・啓発に関し最近実施した取組や今後実施予定の取組を紹介するとともに、その他に考えられる取組やアイデアがあればお伺いしたい。

### 1 「空き家管理事業者登録・紹介制度」の事業者数増加に向けた取組

空き家の見回り、清掃、庭木の剪定など、所有者に代わって管理を行う事業者を市が登録し、空き家所有者からの相談に応じて紹介する取組で、登録事業者名簿を市ホームページに掲載するとともに、窓口等で配布しています。

より多様なニーズに対応できるよう、登録事業者の増加のため、茅野商工会議所の協力のもと、令和8年1月に会員事業者に対しメールマガジン及びホームページにて紹介いただきました。また、令和8年4月には市商工課の市内企業宛て制度案内に併せ、本制度の周知を実施予定です。

#### 茅野市空き家管理事業者登録・紹介制度のご案内



- 美家を相続したが空き家になっている。どうすればいい？
- 遠方に住んでいるため管理に行くのが大変。
- 高齢になり庭の草刈りや手入れができなくなった。誰かに依頼したい。
- 長期入院や施設入居で家や庭のお手入れができない・・・
- 長年暮らした愛着ある家なので、誰かに活用してもらいたい。

茅野市では、こういったお悩みをお持ちの所有者様に、空き家の管理に係る業務を行う事業者の情報提供を行っております。茅野市に登録された管理事業者の名簿一覧を茅野市ホームページにて公開しています。ご自身の管理が難しい場合は、管理事業者に依頼することひとつの選択肢です。

#### 空き家の主な管理業務

- ①外観の点検 ②家屋の通風 ③水道の通水 ④敷地内・家屋の清掃
- ⑤雨漏りの確認 ⑥庭木の剪定 ⑦除草（庭等の草取り） ⑧家財の処分

料金や管理業務の内容については、管理事業者ごとに異なりますので、管理事業者名簿や各管理事業者のパフレット等をご覧ください。依頼内容につきましては、管理事業者と協議し、決定してください。

空き家管理の内容は、事業者によって異なりますので、複数の事業者に管理内容の確認をすることをお勧めします。

空き家管理事業者登録名簿はこちらのQRコードから！！



お問合せ先 都市計画課 住宅係 TEL 0266-72-2101（内線538）  
〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 HP<https://www.city.chino.lg.jp>

#### 空き家管理に係る業務を行う事業者又はまちづくり団体等の方

空き家管理事業者の登録を受けることができる事業者。

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ▷事業所（登記簿上の本店又は支店をいう。）が市内に所在すること。
- ▷構成員に暴力団員がいないこと。
- ▷自らが行う空き家管理業務について、パンフレット、ホームページ等で広報を行うことができること。
- ▷空き家管理業務の紹介を所有者等へ行うことができること。
- ▷空き家管理業務として家財の処分を行う事業者においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者であること。（ただし古物等の許可のみを受けている者においては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者と一般廃棄物となる家財の収集及び運搬について委託契約を締結している者であること。）

空き家管理事業者の登録を希望される市内の事業者又はまちづくり団体等の方は、都市計画課住宅係窓口または、茅野市ホームページに掲載がありますので、必要書類を添付の上、都市計画課住宅係へ提出ください。



空き家管理事業者の契約内容（金額や業務内容等）については、市は一切関与せず、空き家管理事業者と空き家所有者等の両者で決定し、実施していただきます。

お問合せ先 都市計画課 住宅係 TEL 0266-72-2101（内線538）  
〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 HP<https://www.city.chino.lg.jp>

### 2 所有者への個別通知

令和5年度に行った空き家所有者へのアンケート以来、個々の空き家所有者へのコンタクトができていなかったため、茅野市の空家等対策を紹介し行動変容を促すため、今後は定期的に通知発送することを検討しています。

令和7年12月に南関東地方の空き家所有者等（81件）に対し、（公社）長野県宅建協会諏訪支部が主催する「空き家・空き地個別相談会（銀座 NAGANO）」の案内を送付し、遠方所有者への情報提供を強化しました。

今後は、それ以外の所有者向けに、A・B・C+ランクについては利活用を含めた案内を、C-・Dランクについては、解体等を促すような案内を送付予定です。

### 3 広報ちのへの情報掲載

空き家なんでも相談会については、毎月広報ちのにてお知らせしています。また、令和7年7月号では、空き家特集を掲載しました。

### 4 市ホームページ

空家等対策に係る様々な情報をひとまとめに閲覧できるようサブサイトを作成して公開しています。（「ウチの空き家どうしよう？（空き家対策特設サイト）」）

また、サイト内では他団体の空き家に係る取組も紹介しています。必要があればお声がけ願います。

- ・銀座NAGANO空き家・空き地無料個別相談会（長野県宅建協会諏訪支部）
- ・建築士による空き家リフォーム無料相談（長野県建築士会諏訪支部）

茅野市

くらし・手続き    子育て・教育・文化    しごと・産業    観光・魅力    市政情報・組織    情報をさがす

空き家の管理について

- ・ [空家等の適切な管理をお願いします](#)
- ・ [空き家管理事業者登録・紹介制度のご案内](#)
- ・ [シルバー人材センターの空き家管理サポートのご案内](#)
- ・ [郵便局の空き家みまもりのご案内](#)

空き家の相談・セミナー・ツアー

- ・ [空き家なんでも相談会を開催します](#)
- ・ [空き家ミニセミナーを開催します](#)
- ・ [建築士による空き家リフォーム相談のご案内](#)
- ・ [銀座NAGANO空き家・空き地無料個別相談会（宅建協会諏訪支部主催）のご案内](#)
- ・ [茅野市空き家物件見学ツアー](#)

空き家の相談・セミナー・ツアーの一覧

補助金

- ・ [茅野市空き家対策促進事業補助](#)

**ウチの空き家どうしよう？（空き家対策特設サイト）**

ページID：0060975    更新日：2024年7月10日更新    印刷ページ表示

**新着情報**

2026年2月13日更新    [空き家なんでも相談会を開催します](#)

2026年1月29日更新    [茅野市空き家対策促進事業補助金のご案内](#)

2026年1月9日更新    [空き家ミニセミナーを開催します](#)

[新着情報の一覧](#)    [新着情報のRSS](#)

茅野市では、空き家でお困りの方のために、3つの取組で支援しています！

(1) 空き家をどうしたらいいかわからない方には・・・ [「空き家なんでも相談会」](#)

(2) 空き家を売りたい方には・・・ [「空き家バンク」](#)

(3) 空き家の改修・家財等処分・解体をお考えの方には・・・ [「空き家対策促進事業補助金」](#)

**空家等対策の推進に関する特別措置法について**

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）

## 5 固定資産税納税通知書封筒への広告掲載

下図のようなデザイン広告を固定資産税納税通知書封筒に掲載しています。

**空き家** のことでお悩みの方、  
ぜひご相談ください！

◇空き家を  
売りたい方・貸したい方  
「茅野市空き家バンク」  
にご登録を！  
令和7年新規オープン！  
ウェブサイト  
利用希望者に  
情報提供

◇空き家に関する  
補助制度について知りたい  
空き家対策  
促進事業補助金はこちら  
改修  
家財等処分  
解体  
3つのメニュー

◇空き家をどうすればいいか  
分からない  
売買？（相続？）（解体？）  
空き家なんでも相談会  
ご参加ください！  
毎月開催  
参加無料

空家バンクの管理は、所有者・管理  
者の責任です。万が一、建  
物の破損等により周囲に被  
害が生じた場合、所有者や  
管理者は損害賠償などの管  
理責任を問われることがあ  
りますので、日頃から適切な  
維持管理をお願いします。

◎納税については税務課へ  
お問い合わせください

大切な資産を活かすために、早めにご相談ください！  
茅野市役所 都市計画課住宅係 TEL.0266-72-2101(内線538)

## 6 空き家バンク広報の実施

空き家バンクのチラシを市内温泉施設、地区コミュニティセンター、郵便局に配布するとともに、A3拡大版を掲示しています。

空き家所有者の方へ

**茅野市  
空き家バンク**  
に登録しませんか？

令和7年1月に  
オープン！

茅野市役所と  
市内の宅建事業者  
の協力で運営！

**登録  
無料**  
※売買等の契約が成立した場合、  
仲介手数料は発生します。

**空き家バンクとは？**  
空き家を売りたい方や貸したい方に物件情  
報を登録していただき、空き家を買いたい  
方や借りたい方にインターネット上で情報  
提供する制度です。

**こんな方におすすめ**  
・空き家を売却・賃貸したい  
・空き家の使い道がなく困っている  
・空き家の維持管理が大変で手放したい

**空き家バンク登録  
のメリット**  
✓ 市役所が運営  
✓ 移住希望者に情  
報発信  
✓ 安心安全な取引  
✓ 空き家改修の補助  
金も使えます

登録のお申し込みやお問い合わせこちらから  
茅野市役所都市計画課住宅係  
☎0266-72-2101(内線538)

カメラ機能を用いて  
こちらをかざして  
読み込んでください

## 7 空き家発生抑制の取組

令和7年度に福祉部局で作成したエンディングノートに空き家リーフレットを挟み込んで配布しています。また、死亡届を出されたご遺族の方に手続きを案内する「おくやみハンドブック」について、令和8年4月の改定に併せ、「空き家を所有していた、家屋を所有していたが空き家となってしまった」場合の対応について追加する予定です。

さらに、今後、市内葬祭センター等において空き家に関するパンフレット等を置いていただく予定です。